

障害者が高等教育へ進む道を拓くために

秋風 千恵

近年障害研究は徐々にその裾野を広げつつある。障害を個人的悲劇であり、個人の身体の問題として身体の矯正を強要し、庇護すべき個人へパターンリスティックな視線を与えているだけだった社会通念を覆す概念がでてきた。障害者を社会活動のメインストリームへの参加から排除している社会そのものを問い、社会が障害者を抑圧しているのだとする理論が登場し、障害は個人の悲劇から社会的抑圧の理論に転回した。障害の社会モデルである。本稿は、この理論を基底に置く。しかし、社会モデルは障害者を抑圧する社会的障壁（ディスアビリティ）を強調しすぎたばかりに、障害の身体的側面（インペアメント）における経験や感情といったリアリティが希薄になるきらいがあった。本稿ではインペアメントとディスアビリティ、双方で障害を捉えるために理念型としての障害見取り図を提示した。図式化することにより、ふたつの知見が得られた。すなわち、ディスアビリティは動かすことができるということ、したがって重度障害は軽度化しうるということである。また、障害をより精緻なものとして把握するため、ディスアビリティを構成する8つの要素を採用した。本稿ではそのうちのひとつ教育を取り上げ考察した。日本における障害者教育は分離教育により、現状では障害者が高等教育へ進む道は決して容易ではない。そのため高等教育への意欲格差もうまれていることが、インタビュー調査の結果からもうかがえた。それが就労の機会を阻害しているケースも見受けられた。そのような状況は、不平等の再生産にも繋がっていく。実際に、健常者と障害者の年間所得には大きな格差があり、障害者には貧困層に留まる者が多くいる。格差を是正するためにも、障害者の高等教育への機会を拡大していく必要がある。

1. 問題設定

本稿は、障害者の教育機会について考察することを目的とする。近年やっと高等教育の現場で、障害学生支援ということが言われ始めるようになった。しかし、実際にはまだ緒についたばかりといったところであると思われる。本稿では障害者教育のあり方がむしろ障害者にとって社会的障壁（ディ

スアビリティ)となっているのではないかと思われる現状や問題点を、インタビュー調査を基に考察していく。

筆者は、2009年9月から2010年3月までの間に10人の視覚障害者にインタビュー調査を行った。インフォーマントとは、いわゆるくさり方式によりパーソナルな機縁をたどって出会った。調査に用いた方法は半構造化面接法で、所要時間は1回につき1時間半から3時間くらいであった。以下ではまず、本稿がよって立つ障害の社会モデルを説明し、社会モデルに基づいた障害見取り図を提示する。そのうえで、障害者教育の現状を考察し障害者が高等教育へ進む道を模索する。

本稿で取り上げたインフォーマントの概要は以下のとおりである。

インフォーマントのフェイスシート

	性別	年齢	障害状況	学歴	職業	備考
L	女性	52	弱視	盲学校卒	ヘルスキーパー*1	在日韓国朝鮮人
M	女性	51	弱視→全盲	盲学校卒	ヘルスキーパー	
N	男性	49	弱視→全盲	大学卒	会社員	
O	男性	63	弱視→全盲	盲学校卒	地方自治体職員(契約)	
P	男性	35	弱視→全盲	大学卒	地方自治体職員(契約)	
Q	女性	31	弱視→全盲	大学卒	保育士	
R	男性	38	中途障害:全盲	大学院修了	カウンセラー	
S	女性	45	中途障害:全盲	盲学校卒	ヘルスキーパー	
T	女性	30	弱視	盲学校卒	会社員	
U	女性	35	弱視	大学卒	地方公務員	

(年齢は、インタビュー当時による)

*1 企業内理療師

2. 障害のふたつのモデル

「20世紀初めまでに、医学的知識によって障害の診断や解決策を考えるといった障害の個人的アプローチが確立されてきた。その焦点は、身体的な「異常」、不調または欠陥、「障害」あるいは機能的制約の「原因」を探求すること」(Barns 1999=2004:37)であった。このような歴史的視点から構成された「障害の個人モデル(以下、個人モデルとする)」では、個人の身体の状態のみに障害の原因を求める。つまり適切に機能しない身体(=インペアメント)が日常生活の基本的動作ができないという状態を引き起こし、それが能力の制約となって現れ、そのために社会的不利というハンディキャップを負うのだという理解である。この考えでは、社会的不利の原因は障害を負った身体ということになり、したがってインペアメントのある人が社会的不利をこうむることは自己責任ということになる。個人モデルには個人が置かれる社会環境因子は考慮に入っていない。個人モデルは社会の責任を問わない

ので、インペアメントがある個人は自己責任で環境を整備し社会的不利を克服することが要求される。社会はパターナリスティックにあるいは差別的に個人を見つめるだけである。個人モデルの基底には、障害は個人的悲劇であるという社会通念があると言える。

これに対して「障害の社会モデル(以下、社会モデルとする)」は、身体的側面であるインペアメントと社会的障壁であるディスアビリティを分離し、障害という現象そのものを定義しなおした。社会モデルの基礎を提示したイギリスの「隔離に反対する障害者連盟」UPISはインペアメントとディスアビリティを以下のように定義する。すなわち、「インペアメントとは手足の一部あるいは全部の欠損、または手足の欠陥や身体組織または機能の欠陥」のことであり、「ディスアビリティとは、現状の社会組織が身体的インペアメントのある人々のことをほとんど考慮しないために、社会活動のメインストリームへの参加から彼らを排除することによって引き起こされる活動の不利益や制約」(UPIS: Union of the Physieally Impaired Against Segregation 1976) のことである。このように分離して定義した結果、インペアメントとディスアビリティ、両者の間に因果関係はなくなった。そして、この定義から障害はインペアメントには一切関係なく、ディスアビリティすなわち社会的障壁こそが障害であり、それがインペアメントのある人を抑圧していることが明らかになった。個人的悲劇論は社会的抑圧の理論に転回したのである。この転回によって社会が障害者を無力化(disabling)しているメカニズムを解く鍵が与えられたといえよう。

個人モデルでは身体を所与のものとして社会との関連が無視されている。持ち主の意向を無視したまま、身体は宝石のように大事に扱われ、ためつすがめつ値踏みされ計量されて、分類される。そして、庇護しなければならないものとして綿にくるみ、社会の別枠に追いやられる。障害当事者の意思や権利はなんら問われないのである。社会モデルをとって初めて、障害者はその存在を社会に関連づけることができ、自身の意思を主張し、権利をもてる。「社会にある存在」として生きることができるのである。以上のような観点から、筆者は社会モデルの立場にたつ¹⁾。

社会モデルはインペアメントとディスアビリティを分離することで、明快に社会が障害者に与える社会の問題をうちだした。しかし、障害はディスアビリティすなわち社会的障壁であるとして、ディスアビリティのみを取り出すことの弊害もまた生まれた。このモデルは前述したように運動のなかから生まれた。したがって、政治的な意味も持ち合わせていた。雇用機会の不平等や移動の制約など、社会制度にかかわる問題に対処していくには明快な理

論である。しかし、障害者としてのリアリティであるインペアメントに起因する経験、ネガティブなものも含めて感情などは覆い隠されてしまうことになる。

1990年代になり、フェミニスト女性障害者の論者であるジェニー・モリス、リズ・クロウ²⁾らから社会モデルはジェンダー、エスニシティ、セクシュアリティ、インペアメントなどを軽視しすぎているという批判があがった³⁾。「個人的なことは政治的なことである」は、ここでは別の様相をみせる。彼女らは、社会モデルは身体的または知的な制約についての個人的経験までその対象に含めるべきだと主張する。モリスは「社会モデルがディスアビリティの社会性を強調するあまり、身体への中立的もしくは肯定的な態度を表示し続けることを障害者に要求し、インペアメントとその体験を抑圧することを批判する」(石川2002: 26)。「インペアメントや病気や苦痛や容姿など、障害者の身体次元に属する否定的側面そのものを語ろうとしない『社会モデル』では、『インペアメントに対する否定的感情』をもっている障害者にまでその声は届かない。あるいはDPI⁴⁾運動をはじめとした障害者運動そのものが、そうした『否定的感情』を浄化するような代償行為になる可能性もある。そうした場合は、障害者の政治的連帯に基づく集合的アイデンティティは確立できたとしても、肯定的な個人的アイデンティティは確立できない」(杉野2002: 259-260)と批判したのである。

社会モデルは運動のなかから生まれたのであり、政治的な意味を考慮すればインペアメントとディスアビリティの分離を曖昧にすることは致命傷になりかねない。一方でインペアメントによって引き起こされる個人的経験は障害者にとってリアリティのあることであり、個人としての肯定的アイデンティティの確立は放置できない命題である。そして、障害がジェンダー、エスニシティ、セクシュアリティとからめて語られる必要があることは言うまでもない。社会モデルは雇用機会の不平等や移動の制約など、社会制度にかかわる問題に対処していくには明快な理論である。しかし、インペアメント自体によって揺るがされるアイデンティティの問題や、エスニシティやジェンダーによってより周辺化された人々の問題に対して敏感ではなかったと言えるだろう。また、実際には多くいるだろうと想像されるものの、インペアメントにおいて可視的ではない障害者や、自身を重度障害者と認識していない障害者についても同じことが言えるだろう。その結果、障害が可視的ではなく、自身を重度障害者にアイデンティファイしていない軽度障害者は見えない存在となってしまっていた。インペアメントを再度研究の俎上にのせようという動向があって初めて、軽度障害者の問題も浮上できたのである⁵⁾。

以上のように、障害はディスアビリティのみによってもインペアメントのみによっても把握できない。そこで、両方で把握する試みとして、「障害見取り図」を作成しこれを用いることとする。この見取り図は、障害という概念を把握するひとつの理念型として提示するものである。図上に障害の位置を確認することによって、「障害は固定されているものである」という個人モデルに基づいた社会通念を覆し、障害は状況によってその不自由さが変化するという可動性を有しており、したがって極めて社会的な産物であることを証明するものとなっている。

3. 理念型としての障害見取り図

3.1. 見取り図の概要

図は本項の末尾に掲載しているのので、参照されたい。

ここでは、横軸にインペアメントをとりその左端を0とし右端を100とする。この左端とL字型に垂直に交わるように縦軸を引きこれをディスアビリティとする。縦軸の上端を100とし下端を0とする。横軸のインペアメントと縦軸のディスアビリティ双方が垂直に交わる位置(左端下、ア)、すなわち両方とも0の位置にいるのが健常者である。これと対角線上にある位置、すなわちインペアメントもディスアビリティ双方とも100に近い位置(右端上、ウ)にいるのが重度障害者である。

実線矢印で示したのは、社会モデルの考え方である。図には二本の線が入れてあるだけだが、それは例を示すに留めたのであって、ディスアビリティの減少を目指すのが社会モデルであることを示している。点線矢印で示したのは、重度障害者(ウ)の位置から健常者(ア)の位置に自己責任で下りるとする個人モデルの考え方である。

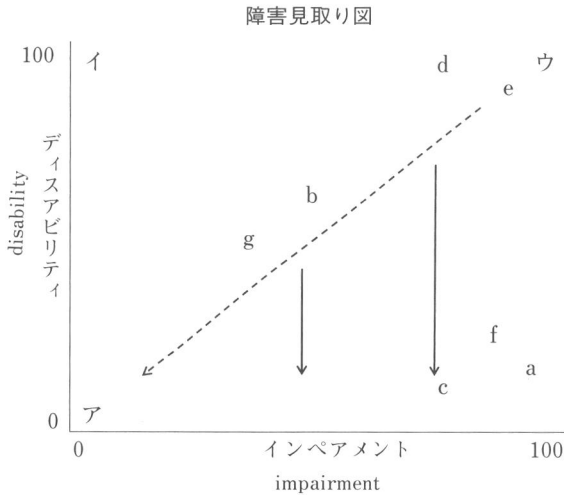
横軸にとったインペアメントは障害の重さを示している。インペアメントを再度研究の俎上に乗せることによって軽度障害者を論ずる契機が訪れたのであり、インペアメントを社会モデルに組み込み、理論の方向性を変えていくことが不可欠であると筆者も考えている。社会モデルにインペアメントを組み込むべきだという主張を展開するリズ・クロウやサリー・フレンチも「社会モデル・アプローチのなかに、いかにしてインペアメントの経験を組み込むかという戦略については何も示していない」(Barns et al.,1999=2004: 15)のであり、また「これら一連の分析は、社会経済的レベルにおいてディスアビリティがもたらす現実をあいまいにするという危険がある」(前掲1999: 129)といった指摘もあり、どのようにインペアメントを組み込んでいくかという点については議論が定まっていない。以上のような議論展開に鑑み、

社会モデルにインペアメントを組み込むことに首肯し、見取図においても組み込んだ。ただし、この図に言うインペアメントは障害の重/軽である。いかに組み込むかについて議論が定まっていない現状で図式化し、可視化できるインペアメントはまずは障害の重/軽であろう。今後の議論によりこの図自体に変更が加えられることは充分にありうる。現段階では、障害という現象を社会的に可視化するのにこの図は有効であろう。

そして、このインペアメントが次節に述べるディスアビリティの要素であるエスニシティ、ジェンダー等の8つの要素と連動して図に示す位置が、すなわち社会モデルにインペアメントの経験を組み込んだ障害者の位置である。ここに計量化する障害の重さは障害者手帳による障害等級、すなわち医師の診断に基づいた測量に拠るものではない。手帳の等級に比して外見上はもっと重そうに見える、あるいはその逆といった見た目の測量、また当事者自身の体感という測量等も含むものとする。縦軸にとったディスアビリティは、すなわち社会的障壁である。

いくつか例をあげて図の読み取り方を説明すると、例えばほとんど聞こえない状態の聴覚障害者が信号もあり横断歩道も整備されているような街を歩くときは、インペアメントは100に近いがディスアビリティは0に近く位置すると言えるだろう。図で言えばaに示した位置であると言えよう。弱視の人について考えてみれば、インペアメントは中ほど、ディスアビリティは場面によって動くとしても、ほぼ中ほど、図で言えばbの位置と言えるだろう。車椅子ユーザーで、移動アクセスが充実している都市に住んでいる場合インペアメントは100に近いがディスアビリティは低く、図で言えばcにあたるだろう。ところが、同じ車椅子ユーザーでも移動アクセスが充実していない地方に住んでいる場合、インペアメントは同じ位置でもディスアビリティは高くなる。図dの位置である。もうひとつ例を上げれば、全盲の人で、引きこもりがちな人はインペアメントもディスアビリティも100に近いeの位置になるだろう。しかし、前述したcとdの関係と同様、全盲でもひとり歩きのできる人の場合、インペアメントは100に近くてもディスアビリティは低いfの位置をしめるだろう。杖について歩く肢体不自由者は、インペアメントは中ほど以下、ディスアビリティも中ほど以下のgくらいの位置になるのではないだろうか。

障害見取り図では、このようにして人々の位置を見ていく。以上が見取り図の概要である。



3.2. ディスアビリティを構成する要素

ディスアビリティをより精緻なものとして把握するため、ディスアビリティを形成すると考えられるいくつかの構成要素を抽出した。以下、それに沿って考察する。

まず、挙げるのはバリアフリーの4つの障壁である。1993年(平成5年)に、政府は「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして」を策定し、1993年～2002年の10か年計画を示した。その中で障害者を取り巻く4つの障壁を指摘し、その除去とバリアフリー社会の実現を目標として掲げている。障害者を取り巻く4つの障壁とは、「1. 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁、2. 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁、3. 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁、4. 心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁(心の壁)」(以下4つについては、物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁〔偏見・差別を指す〕と記述する)である。一般にもこの4点は社会的バリアーとして理解されていると考えられる。

これに加えて、社会学的に逸脱・排除の要因とされる要素、すなわちジェンダー、エスニシティ、教育年数(学歴)、地域間格差も要素として採用する。経済力はディスアビリティの高低を左右する決定的な資源であるが、公的に作用する経済資源としては主に物理的障壁や地域間格差という要素に置換さ

れると考えられ、また私的に作用する経済資源は文化・情報面の障壁の程度や教育程度に影響しそれらの要素に置換されると考えられるため、ここでは経済力を構成要素として個別に取り上げない。

3.3. 障害見取り図から得られた知見

これらの要因を具体的に検討し、図上に障害の位置を見ていった結果、第一に障害は固定されたものではなく、可変的なものであり、ディスアビリティは動くということ、第二に、したがって重度障害は軽度化し得るという知見が得られた。最もわかりやすい例で言えば、前述した障害見取り図のcとdに見たように、移動アクセスが充実している都会では物理的障壁が下がり、重度障害者も移動がたやすくなりその自由を阻む「障害」が軽くなる。都会でなくとも障害者運動が盛んな地域では意識上の障壁が低くなっているため移動を容易くする装置の設置へと向かいやすい。

また制度的障壁にエスニシティという要因がからんだ問題として、谷間になっている無年金障害者の問題がある。国民年金法は国籍条項があり外国人は年金に加入することができなかったため、障害者年金に相当する程度の障害があっても年金を受給できない。そのためインペアメントは同じであっても、日本人の場合とたとえば在日韓国・朝鮮人とではディスアビリティは大きく違うことになる⁶⁾。エスニシティが作用することによって、ディスアビリティが変動する代表的な例である。在日韓国・朝鮮人の障害当事者によって在日外国人無年金訴訟が行われたが、現在のところすべて敗訴に終わっている。しかし、この問題にしても障害運動のみならず他の解放運動も盛んな地域では、福祉給付金とかたちで金員を支給し救済しようとする地方自治体⁷⁾もある。日本人への支給に比較して相対的に金額は低いが、ここでも若干ではあるがディスアビリティは低下する。

意識上の障壁はどの要素よりも高い障壁であろう。内閣府が2009年に行った「障害を理由とする差別等に関する意識調査⁸⁾」においても「障害を理由とする差別があると思う又は少しはあると思う人の割合は8～9割」もあり、「障害者への配慮工夫を行わないことが差別に当たると思う人の割合は、全体では52.8%で過半数を超えるものの、差別に当たるとは思わない人の割合も35.6%存在している」という結果となっている。このように偏見が強い社会にあっては、さまざまな場面でディスアビリティは高くなると言わざるを得ないだろう。

ディスアビリティを測定する要素であるジェンダー、エスニシティ等に関しての意識調査は見当たらない。すこし古いが平成16年に内閣府が行っ

た「男女共同参画社会に関する世論調査⁹⁾」にも現れているが、この社会は保守的なジェンダー規範を内包しているようである。本稿で行ったインタビュー調査でも、このドミナントな社会規範を内面化していると思われる障害当事者も多かった。したがって、ドミナントなジェンダー規範がディスアビリティを左右すると思われる。エスニシティに関して、同様に考えられるだろう。

教育には期待を賭けたいところであり、健常者も障害者も教育年数の多い人ほど偏見が低いと考えたいところである。教育年数と障害者への偏見は反比例するという仮説をたてたいが、これに関する調査はなくしたがって証明もできない。一般に教育年数と合理的判断は比例すると思われるが、障害については肯うことがためられるのである。横塚晃一はその著書『母よ！ 殺すな』の「差別以前の何かがある」という一文のなかで、「(障害者への視線には)差別意識というようななまやさしいもので片付けられない何か」があると、喝破している(カッコ内筆者、傍点は横塚。横塚、1975→2007: 80)。この偏見が身体に密着したところから発生しているからではないだろうか、めったなことでは突き崩せない、非常に根深いものの存在を感じるのである。この障壁に関しては、地域性も関与するかもしれない。年代によっても変動が見られるかもしれない。意識上の障壁に関しては、ディスアビリティは遭遇する健常者個々人の偏見の度合いによってその位置を変える、というのが正しい言い方なのかもしれない。

このように、障害は状況によってその不自由さが変化するという可動性を有しており、したがって極めて社会的な産物であることが証明されたと言える。ドミナントな障害理解では、インペアメントは重くなることはあっても軽くなることはないといういわば医学的解釈によって、軽度障害もいずれは重度障害になるとの理解のうえに成り立っている¹⁰⁾。諸学説も、ディスアビリティを下げるのがすなわち障害の軽度化に繋がるとは必ずしも明確に指摘していない。上記二点の知見は、ディスアビリティを要素に分解し内容分析し、可視化したことによって得られた重要な知見といえるだろう。

4. 障害者教育の現状

本稿では社会的障壁に関わる要素のひとつ教育年数(学歴)を取り上げ、障害者教育の現状を探る。考察の対象に選んだのは視覚障害者である。視覚障害者は盲学校卒業後、卒業生の多数が同じ職業を選択する。盲学校は他の種別の障害に関わる特別支援学校と異なり、視覚障害者のための職業訓練校としての役割を果たしているという事実がある。その結果、学生にとって卒

業後の職業の選択肢はどうしても限定されていく。そういった現状が(視覚)障害者にとってどのように作用するのか、どのような社会的障壁となっており、当事者はどのような生きづらさを感じているのかを見ていこうと思う。

1994年、ユネスコの呼びかけに応じて、スペインのサマランカにおいて「特別なニーズ教育に関する世界会議」が開かれ、92ヶ国の政府国際機関の代表者が集ってインクルーシブ教育のアプローチを促進するために必要な基本的政策の転換が検討された。そして、インクルージョン (inclusion包摂)の原則である「万人のための学校」—すべての人を含み、個人主義を尊重し、学習を支援し、個別のニーズに対応する施設に向けた活動の必要性の認識を表明した。サマランカ声明として知られるこの合意に基づき、各国では健常児も障害児も共に学ぶ統合教育が標準となっている。

しかし、日本では文部科学省は障害児に対し原則分離の考え方をとり、事実上障害者は特別支援学校に追いやられているのが現状である。障害当事者やその保護者などから反対の声が高いが、重度の障害をもつ児童は特別支援学校に入学するケースが多い。特別支援学校は高等部までしかない。盲学校は専攻科を置いており、高等部修了後、いわゆる三療¹⁾の仕事の準備のために学ぶことができる。前述したとおり、盲学校の卒業生は鍼灸マッサージの仕事に進む者がほとんどである。「2006年度の『特別支援教育資料』によると、盲学校高等部本科卒業者数は299名で、それぞれの進路の割合は、大学等進学者9%、専攻科進学者31%、就職者14.4%、教育訓練機関等入学者2.7%、社会福祉施設・医療機関入所者26.1%、その他16.7%となっている。近年、画面読み上げソフトや音声ブラウザをはじめとする支援技術の進展と普及はめざましい。また、事業所への各種助成や法定雇用率制度の拡充など、就労支援制度の整備・充実も一定程度成されてきた。それでもなお、ここに示されているように、盲学校から一般企業に就職する生徒の割合は専攻科進学者の半分にも満たない」(佐藤2010:40)のが現状である。ここでは学校卒業後の将来の選択肢はたいへん少ない。その他と答えた者は、多くが自宅に帰り就業しないケースだという。社会福祉施設・医療機関入所者を含めると4割強が、学校卒業後就業していないと考えられる。

2012年文部科学省の調査によれば、普通高校からの大学進学率は53.5%であり、高校卒業後生徒の半数が大学進学する時代に、盲学校卒業生の大学進学は9%に過ぎない。この数字のギャップが意味するものは何なのだろうか。

LさんとTさんは、ごく軽い弱視といったところである。Lさんは白杖を使うこともあるが、自宅周辺や職場近くなど歩きなれた場所では白杖なしで歩くことができる。Tさんは白杖なしで歩ける範囲がLさんよりも広いが、

ふたりの障害に大きな差異はない。障害見取り図で言えばふたりともインペアメントは図の中程の位置にいると言えるだろう。Lさん、Tさん共に大阪市在住だった。ふたりの間に地域間の格差はないが、Lさんは52歳、Tさんは30歳と世代の違いがあった。それが、それぞれの進路に影響したのかもしれない。Lさんの時代には、知っている場所なら裸眼で歩き回れるくらいの弱視でも普通校¹²⁾に受け入れ体制は整っていなかった。視覚に障害があれば一律に盲学校といった硬質な制度上の障壁があった。Tさんの時代には、当事者や保護者の努力もあり、受け入れ体制がある程度整っていたのだろう。インペアメントは同じ位置でも、ディスアビリティはLさんの方がTさんよりも高いと言えるだろう。Lさんは盲学校に行き、Tさんは地元の普通校に進学した。このことが彼らの進路に大きく作用した。Lさんにとって、将来はまず三療の仕事であったのに対し、Tさんは大学に進学し、短期ではあるが留学も経験している。将来自身が就く職業について、選択肢はLさんよりも多かった。Tさんは、自身が生まれ育った地方都市の公務員として働いている。

苜谷剛彦は近年の教育を論じるに際して、社会階層によって子どもたちの意欲が異なり、社会階層・上位グループの子どもほど学習意欲が強く下位グループの子どもは学校での成功をあきらめる傾向にあることを指摘し、それを「意欲格差(インセンティブ・ディバイド)」と呼んでいる(苜谷2001: 218-220)。LさんTさんが生育した両家に階層的に大きな差があったわけではない。また、Lさん自身はむしろ進んで三療の仕事を選んでいく。

(盲学校を卒業するとき)大学に行けて親は言った。でも絶対イヤやった。猫も杓子も大学か!?! 大学を卒業して、わたしに何ができるんやろ? それよりマッサージも鍼灸も好きだから、そっちに行きたいと思ったんです(Lさん52歳、女性、弱視)。

しかし、盲学校を卒業し将来を選択する時に、Lさんが選択肢を充分もっていたかという疑問が残るのである。

そしてまた、盲学校と普通校のいわゆる学力の差は歴然とあるようだ。すこし長いがPさんの言葉を引用する。

その学力差が、ひょっとしたら以前よりも大きくなってきてるんじゃないかなとも思いますけれども。これまでの学力、盲学校と一般の学校との学力差は、盲学校ではたいてい(の学生)が、将来は三療の仕事につくと

いうことを前提にしているのです、大学受験とかは想定していないということが結構あったので、そういう部分の学力差がありますが。もう一つはそこにいる生徒、目の前にいる生徒に合わせての授業という授業スタイルになってしまうので、先生自体が勉強を引っ張っていくというよりは、その子に合わせるというような印象がありますのでね。少人数であれば少人数であるほど、何ていうか、その子に合わせてしまうので学力差が開いていくと。今、どんどん少人数化になっていますので、そういう意味ではその学力差が余計に懸念されるなというふうに思いますね。

自分自身はその経験というか、実感の中で言いますと、高校3年生のときに某予備校の高校生科というのがありまして、そこに行きました。そこで問題集は点訳してもらってやったんですけども、そうするとやっぱり、勉強量の違いというのは、ほかの子がどんだけしてるかはわからないけれども、その問題集をこなしていくわけですね、自分自身は。そうすると、ああ、学校の中ではこんなには勉強してなかったなとか、こんな知らんことがいっぱいあるなとかいうことがあったりとかして、そういう、自分自身では一生懸命やったけれども、まあその(自分が入学した)Z大学というのはそんな、言ってみたらそんな、何て言うんでしょう、すごく優秀なところというわけでは、その、ないわけでしょうか、まあ一般論から言えば。

そういう意味では、その土台というか、やっぱり自分自身がこれだけやってZ大というのと、ずっと同じ量の勉強を確かに続けていればどうだっただろうというのはあたりはしますね。まあ、僕はこれでいいと思いますけどね、自分の学力に不満はないですけども、まあそういう学力差を感じるということはあるなということですね(Pさん35歳、男性、弱視→全盲)。

Pさんは「不満はない」と言う。その言葉に偽りはないであろう。それはまた、盲学校から大学に進学するケースがたいへんレアなケースであるということを知っているからこそその言葉でもあるだろう。

Pさんの例に明らかなように、盲学校における「その子に合わせる」個別・ごく少人数での教育は、文化・情報面の障壁ももたらす。インフォーマントのなかには盲学校に在籍していた当時、盲学校から大学に進学が可能であることを知らなかったという人もいた。Pさんは大学進学を望み受験勉強をしていく中で初めて、普通校での標準的学力と自身が受けた教育によって得られた学力との格差を思い知らされた。情報量が決定的に不足しているのであ

る。そして、一般にその学年で必要とされる標準的学力に近づけようとする教育を受けていないから、出発点ですでに差がある。最初から普通校に行ったTさんと、盲学校から大学進学を目指すPさんでは進学への情報量はまったく違うものであっただろう。こうして、普通校を卒業した生徒と盲学校を卒業した生徒との間にはますます格差が広がり、高等教育への道が狭まっていく。悪循環である。

そして、職業の選択肢が少なくなること、普通校との学力差が開いてしまうことに加えて、もうひとつ盲学校だけでなく特別支援学校の弊害と考えられるものがある。それは、「その子に合わせる」個別・ごく少人数での教育にも通じることであるが、決定的に生徒数が少ないことである。

盲学校に入ったら友達も少ないし、その友達を選ぶこともできないし、そのね、ほかにもうひとりクラスメートがいたからその子と、それはもうその子しかいないからその子と過ごすわけであってね、普通の子みたいに友達を選んでとか、話を意気投合できる仲間がなかなか見つかりにくい環境のまま、だから席がえもなけりゃ、クラス替えもなけりゃ、っていうのでずっと過ごす。小・中・高と過ごすっていうのは苦痛でしたね。(Qさん31歳、女性、弱視→全盲)

学校は第一次集団である家庭を出て初めて出会う集団生活の場である。家庭以外の場所で子供たちは遊び、友達をつくり、周りの仲間と切磋琢磨し、成長していく。子供たちがさまざまな経験をし、社会化されていく貴重な場所である。普通校では、同年輩の子供がたくさんいる集団の中で社会化を経験する。しかし盲学校に限らず多くの特別支援学校は1県下に1校であり、多くの場合1学年1クラスで、そこで少人数の子供たちが12年間ずっと一緒に過ごしているのが現状である。今回調査のインフォーマントに聞いても、専攻科を除く小・中・高校では1学年1クラスで、クラスメートは2～5人だった。そうした環境では、Qさんのように閉塞感をもつ人もいるだろう。友達を選ぶこともできず、クラス替えもない、決まった人間関係のなかで開かれていかない場所にいることは、広く社会に向く目は育ちにくいのではないか。閉じた場所で広く社会化される機会を得るということは、なかなか難しいのではないだろうか。

健常児と障害児を別々の機関で学ばせる分離教育という制度的障壁はさまざまな弊害を生じていると言えるだろう。本項でみてきたように、盲学校は「その子に合わせる」個別・ごく少人数での教育を行っているので、学力

に関して普通校との格差が広がっている。そして、盲学校の生徒はその事実気づくこともあまりない。進学を選ぶ生徒は自身の学力が一般標準から劣ることを受験にあたって初めて知る。この文化・情報面での障壁も盲学校から高等教育機関である大学への進学率の低さに繋がっていると言えるだろう。また分離したため、特別支援学校に学ぶ障害児は決定的に数が少ない。そのことが子供たちの社会化に影響を及ぼしていることは否めない。分離教育が結果的に障害者という社会的に不利な場所へと子どもを送り出しているのである。教育の段階から障害者を社会から分離していくあり方は、結果的に健常者／障害者という分断を生み、障害者を差別的に扱う土壌となっているのではないだろうか。

福祉的な視点から分離教育の必要性があるとする学説もある¹³⁾。「(障害のある子どもと他の子どもを)ただ単に同じクラスに入れて時間をともにするだけではダンピング¹⁴⁾になりかねない」と言う。筆者も「どんな子も全員等しく同じクラスで学ぶこと」を至上命令としているわけではない。しかし、合理的な配慮がなされれば、障害児が普通校に通学することは充分可能であると考えている。視覚障害や聴覚障害あるいは肢体不自由といった障害児の場合、普通校への通学の妨げになるのは主に物理的障壁であろう。文化・情報面の障壁は音声パソコンの使用やノートテイク要員の配置等々の配慮をすることで障壁を下げることはできる。すでに多くの大学で、障害学生のための支援としてそのような合理的配慮は行われている。小・中・高校の生徒が通う普通校でもそのような配慮がなされれば、多くの障害児は普通校で学ぶことが可能だろう。「(障害のある子どもと他の子どもを)ただ単に同じクラスに入れて時間をともにするだけ」と考えずに、「どのようにすればともにいられて、ともに学べるのか」という視点で考えてみるべきではないだろうか。

5. 考察——高等教育への道を拓くために

名著『ハマータウンの野郎ども』には、イギリスの都市下層労働者階級出身の若者が、社会化の過程で自身労働者階級を選択していき、自身の位置を獲得していくさまが克明に描かれている (Willis 1977=1985)。労働者階級の若者が反学校文化を踏襲していくことで階級を選択していき、結果下層階級を再生産していくのである。そこでは教師は無策である。日本においても、教師が在日韓国朝鮮人、被差別部落といった被差別マイノリティへの不平等を再生産していく過程を描いた研究もある (西田1996: 237-258)。教育の問題は、都市下層、被差別マイノリティのみの問題ではないだろう。前述したように、1994年のサラマンカ声明において、インクルージョン (inclusion)

の原則を認め、世界の動向はインクルージョン (inclusion) の原則を選んで
いる。世界の趨勢に鑑みても、日本でも今後統合の方向で制度の見直し・改
革が望まれるところである。

障害がさほど重くない軽度障害者は普通校へ進学することが多い。しかし、
普通校へ通う障害者の実態はいまのところ調査されていないのが現状である。
普通校で支援がなく当事者が戸惑ったというケースも耳にする。対応が待た
れるところである。また、特別支援学校高等部から大学へ進学するケースは
いまだに少ない¹⁵⁾。進学がレアケースであるため、進学に関する情報も得ら
れないというのが現状であるようだ。

加えて、進学しても大学側の受け入れ体制が整っていない場合もある。大
学における障害学生受け入れ体制は、近年徐々にではあるが進んできている
ようである。2002年現在で、「毎年2800人の障害学生が大学を受験し、530
人が在籍」(臼井2002: 106) しており、「全国障害学生支援センターが実施す
る調査では200校前後が『受験可』を表明」している。文部科学省から出さ
れる大学入学選抜実施要項(通知)の5の2でも、障害による不合格の判定
を行うことへの慎重な判断を求めている。しかし「『入学後に〇〇ができない
ので、うちの大学では学生生活が送れません』というかたちで、受験を辞
退するよう求めることは現実にはあり」、また「『卒業後得られる国家資格に
障害者欠格条項があり、資格の取得ができない見込みである』ことを理由に」
入学を断われたが、後に資格取得は可能であることが判明したケースもあ
るといふ(臼井2002: 106-107)。

教育を受ける機会を限定されるということは、就労の機会を限定されるこ
とも通じる。2006年(平成18年)厚生労働科学研究費補助金を受けてなさ
れた障害保健福祉総合研究事業の『障害者の所得保障と自立支援施策に関
する調査研究¹⁶⁾』において、就労による所得格差、健常者と障害者、また
ジェンダーによる所得格差がでてきた。それによれば障害男性の就労率は男
性全体の就労率89.3%に比べて64.9%に過ぎない。また障害男性の年間所得
は、障害基礎年金及び障害に起因する手当を含めても、男性全体の年間所得
の44.3%にすぎず、障害女性はもっと低い数字が予想される。

身体にインペアメントのある人たちが「障害者」として社会に現れてきた
のは、身体が計測されるようになった近代になってからのことである。計測
は効率のためであり、資本が生み出す利益のためであった。したがって、障
害者は出現した当初から市場から排除されていたのであり、貧困と格差のな
かにあった。現在も変わらない構図のなかにいる。障害者問題と再分配の問
題はセットで語られることが多い。再分配の問題は、やはり労働市場に参入

できにくい重度のインペアメントをもつ障害者を対象に語られ、年金等の支給の要求といったかたちで現れる。当事者は運動を展開し勝ち取ってきた。しかし、決して生活するのに十分な金額とは言えない。雇用が望めない重度障害者は「年金と生活保護で生計をたてる」という現実的な生の技法に拠らざるを得ないのが現状である。一方で市場に参入可能な、実際に参入している障害者についての問題は今まで語られることが少なかった。上記、障害保健福祉総合研究事業の『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』などは稀有な資料である。『障害者の雇用の促進等に関する法律』には50人以上常用労働者のいる企業はその2%にあたる人数の障害者を雇用しなければならないという法定雇用率を定めている。平成25年厚生労働省の最新データによれば、障害者法定雇用率達成は過去最高の数字となっている。実雇用率は1.76%であり、法定雇用率達成企業は42.7%¹⁷⁾にもものぼる。この数字だけを見れば、障害者の雇用は増加傾向にあり、したがって障害者の所得は伸びているのではないかと予想される。だが、年間所得が示す数字は健常者一般のその半分以下である。両者の数字が描く現実とはあまりにも乖離しているかのようなのである。各種保険や年金にも入っている正規社員としての安定した雇用ではなく、契約社員等のいわば直接戦力外として障害者を雇用する形態が多いのではないだろうか。筆者が出会えた人たち、また彼／彼女らの周辺にいる人たちは、その多くが契約社員であった。どのような雇用形態で、どれだけのお金で雇用されているのか、詳しい資料がほしいところである。障害者雇用の現実についてもまだ研究が緒に就いたばかりである。今後は資料も増え、その蓄積から様々な現実が浮かび上がってくることであろう。筆者も今後ともこの問題を追っていくつもりである。

本稿では、障害当事者はいまだ高等教育を受けるのに困難な現状にあることをみてきた。特別支援学校卒業後、大学進学もできず就労の機会も得られずに、年金と生活保護で暮らし、地域でひっそりと暮らす障害者もまだ多いと聞く。経済的弱者となって下層階層に留まる危険性が高い将来は、できれば回避したい。意識上の障壁は特にだが、制度的障壁も文化・情報面の障壁も、その解決に向かう原点は教育の充実である。障害当事者にも、高等教育を受ける機会を拡大していく必要があるのではないだろうか。

【註】

- 1) 平成23年改正された障害者基本法はその第2条で障害を「社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう」と規定し、日本においても障害の社会モデルを採用することを明記した。

- 2) 石川は社会モデルのコアを理論構成したフィルケンシュタイン、オリバーらを第一世代と呼び、モリスらを第二世代と呼んでいる。(石川2002: 26)
- 3) モリスは「社会モデルはインペアメントを軽視しすぎる」(Morris 1991: 10) と批判した。
- 4) Disabled People 'International (障害者インターナショナル) の略。1981年、国際障害者年に発足した。現在135ヶ国に国内会議がある。
- 5) 軽度障害者の問題の考察については、拙著「軽度障害者の意味世界」(『ソシオロジ』第52巻 3号 53-69) を参照されたい。
- 6) 今回の調査でも、在日韓国朝鮮人であったLさんは、年金の対象になっていない。(インフォーマントのフェイスシート参照)。
- 7) 以下によれば、兵庫県では2級に相当する無年金障害者に33,000円を支給しているという。日本人年金加入障害者で2級相当に支給される年金金額は2010年現在で66,000円であり、無年金障害者の場合正規支給の半額となっている。
<http://www.geocities.jp/bluej/gaikokujinmunenkin.html#> 2013.12.10
- 8) 調査結果はここを参照した。<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h21ishiki/pdf/kekka.pdf> 2013.12.10
- 9) 調査結果はここを参照した。
<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-danjo/index.html> 2013.12.10
- 10) 軽度障害者研究の数少ない論者である太田啓子は、『「軽度」身体障害者の障害観が、加齢によって他者との関係性の変化と『重度化』を経験するため、一生を通じて変化し続ける』(太田2008: 33) と述べる。前後の文脈からここで太田が言う「重度化」はインペアメントの重度化であり、それによって当事者の障害観が変化するという運びになっている。障害が動く方向は医学的解釈によって軽度→重度へと一方向であり、「重度障害は軽度化し得る」という視点は、そこには見受けられない。
- 11) 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に定められた3つの医業類似行為(治療行為)のことで、あん摩マッサージ指圧、鍼、灸を指す言葉。
- 12) 障害者の教育問題を取り扱う場合、特別支援学校に対して、地域の子どもたちと一緒に行く地域の学校を小学校、中学校、高校ともに普通校と呼んで区別している。
- 13) 小方朋子「サマランカ声明とインクルージョン」湯浅恭正編『よくわかる特別支援教育』7.
- 14) ダンピングは、投げ込みと訳されている。障害児を通常教室になんの配慮もなく投げ入れることと解釈されている。
- 15) 平成21年度大阪府調査では、特別支援学校高等部から進学した者は全体の2.5%に過ぎない。
http://www.pref.osaka.jp/toukei/gakkou_k/gakkou_k-kekka25.html 2013.12.10
- 16) 東京都稲城市と静岡県富山市で行われた『障害者生活実態調査』をまとめたもので、身体のみならず知的、精神障害も含んでいる。ここには日本独特の福祉的就労という名の低賃金による所得が含まれている。
- 17) 障害者雇用の最新データ(平成25年)では、雇用率達成は過去最高となっている。
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukoureshouga>

ikoyoutaisakubu-shougaishakoyoutaisakuka/251119_syougaiyoujouyou.pdf#search=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E9%9B%87%E7%94%A8%E7%8E%87+%EF%BC%92%E F%BC%94%E5%B9%B4%E5%BA%A6'2013.12.10

【参考文献】

- 秋風千恵, 2008, 「軽度障害者の意味世界」社会学研究会『ソシオロジ』第52巻3号 53-69.
 ——, 2013, 『軽度障害の社会学—「異化&統合」をめざして』ハーベスト社.
- Barns, Colin Mercer, Geoffrey & Shakespeare, Thomas, 1999, *EXPLORING DISABILITY: A Sociological Introduction* (=2004杉野昭博・松波めぐみ・山下幸子訳『ディスアビリティ・スタディーズ—イギリス障害学概論』明石書店).
- Crow, Liz, 1996, "Including All of Our Lives: Renewing the social model of disability" Jenny Morris ed. *Encounteres with Strangers: Feminism and Disability* London The Women's Press: 206-226.
- 石川准, 2002, 「ディスアビリティの削減、インペアメントの変換」石川准・倉本智明編, 『障害学の主張』明石書店17-46.
- 刈谷剛彦, 2001, 『階層化日本と教育危機』有信堂高文社.
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課, 2008, 『平成18年度身体障害児・者実態調査結果』. 文部科学省, 2012, 「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(第4次提言参考資料).
- http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaizei/pdf/dai_4_2.pdf 2013.12.12
- Morris, J. 1991, *Pride Against Prejudice*, London: The Women's Press.
- 西田芳正, 1996, 「不平等の再生産と教師——教師文化における差別性をめぐって」八木正編『被差別世界と社会学』明石書店237-258.
- 太田啓子, 2008, 「社会参加における『軽度』身体障害者の特性に関する研究—人生を送る中で『獲得したもの』に焦点をあてて—」日本社会福祉学会『社会福祉学』第巻3号 29-40
- 佐藤貴宣, 2010, 「〈進路問題〉をめぐる教育経験のリアリティ——盲学校教師のライフヒストリーを手がかりに」日本解放社会学会『解放社会学研究』23号 31-48.
- 杉野昭博, 2002, 「インペアメントを語る契機」石川准・倉本智明編『障害学の主張』明石書店 251-280.
- Union of the Physically Impaired Against Segregation, 1976, *Fundamental Principles of Disability*. UPIAS.
- 白井久美子編著, 2001, 『Q & A 障害者の欠格条項—撤廃と社会参加拡大のために』明石書店.
- Willis, Paul E., 1977, *LEANING TO LABOUR: How working class kids get working class jobs*, Ashgate Publishing Limited (=1985, 山田潤訳『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房).

(あきかぜ・ちえ 大阪市立大学)